

学校法人関西金光学園 評議員の報酬及び旅費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人関西金光学園（以下「本学園」という。）の評議員の報酬、旅費、退職金等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給及び算定方法等)

第2条 評議員に支給する報酬額は、月額5,000円とする。

2 (削除)

3 新たに就任した評議員のその月の報酬の額は、就任した日を起算日として、その月の暦日数を基礎とした日割りによって100円単位を切り上げて計算する。

4 評議員が任期を満了し、辞任し、又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に、その月までの報酬を支給する。

5 評議員の報酬は、前項に該当する場合を除き、毎月17日（その日が土曜日又は休日に当たるときはその前日）に支給する。

6 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

7 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(議長手当)

第2条の2 議長に選定された評議員に対し、議長手当として、評議員会の開催1回につき5,000円を支給する。

(出張旅費)

第3条 評議員が本学園の業務のために出張したときは、別表第1により、その費用を出張旅費として、支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、寄附行為第32条第1項第1号に規定する評議員が本学園の業務のために出張したときは、旅費規程を準用する。

3 旅費は、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により旅行したときに支給する。

(退職金)

第4条 評議員の退職金は、支給しない。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会が行う。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表1